茨城県報　第2226号

平成22年10月25日

月　曜　日

目　次

告　示

ページ

◉道路の供用の開始（３件）（道路維持課）…… 1

◉土地改良事業の認可（７件）（農林事務所）…… 2

◉土地改良事業に対する同意（農林事務所）…… 4

公　告

◉特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）…… 4

◉特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（２件）（生活文化課）…… 5

◉基本測量の実施（用地課）…… 6

◉建築許可に関する意見の聴取（建築指導課）…… 6

◉開発行為の工事完了（建築指導課）…… 7

◉茨城県職員採用パンフレット作成業務委託に係るプロポーザルの公募に関する公告（人事委員会事務局）…… 7

訓　令

◉茨城県事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）…… 8

告　示

茨城県告示第1208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成22年10月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月25日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路　線　名　　県道　西小塙石岡線

2　供用開始の区間　　石岡市大増701番１地先から

　　石岡市大増834番１地先まで

3　供用開始の期日　　平成22年11月５日

茨城県告示第1209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成22年10月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月25日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　路　線　名　県道　筑西つくば線

２　供用開始の区間　つくば市中菅間字八石田513番２から
つくば市池田字古屋敷877番９まで

３　供用開始の期日　平成22年11月１日

茨城県告示第1210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成22年10月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月25日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　路　線　名　一般国道　125号

２　供用開始の区間　つくば市田中字下川2428番14地先から
つくば市池田字屋敷前823番２まで

３　供用開始の期日　平成22年11月１日

茨城県告示第1211号

辰ノ口堰土地改良区から平成22年７月27日付けで施行認可申請のあった，小島地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・かんがい排水）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により同年10月８日付けで認可した。

なお，この認可については，認可のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に，茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年10月25日

茨城県県北農林事務所長　鬼　澤　昭　和

茨城県告示第1212号

辰ノ口堰土地改良区から平成22年７月27日付けで施行認可申請のあった，新地地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・かんがい排水）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により同年10月８日付けで認可した。

なお，この認可については，認可のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に，茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年10月25日

茨城県県北農林事務所長　鬼　澤　昭　和

茨城県告示第1213号

辰ノ口堰土地改良区から平成22年７月27日付けで施行認可申請のあった，上河合地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・一般地帯型・かんがい排水）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により同年10月８日付けで認可した。

なお，この認可については，認可のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に，茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年10月25日

茨城県県北農林事務所長　鬼　澤　昭　和

茨城県告示第1214号

辰ノ口堰土地改良区から平成22年７月27日付けで施行認可申請のあった，藤田地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・一般地帯型・かんがい排水）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により同年10月８日付けで認可した。

なお，この認可については，認可のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に，茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年10月25日

茨城県県北農林事務所長　鬼　澤　昭　和

茨城県告示第1215号

辰ノ口堰土地改良区から平成22年７月27日付けで施行認可申請のあった，大里地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・かんがい排水）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により同年10月８日付けで認可した。

なお，この認可については，認可のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に，茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年10月25日

茨城県県北農林事務所長　鬼　澤　昭　和

茨城県告示第1216号

辰ノ口堰土地改良区から平成22年７月27日付けで施行認可申請のあった，天神林地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・かんがい排水）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により同年10月８日付けで認可した。

なお，この認可については，認可のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に，茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年10月25日

茨城県県北農林事務所長　鬼　澤　昭　和

茨城県告示第1217号

西総土地改良区から平成22年７月16日付けで施行認可申請のあった，農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）前谷津地区については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により同年10月７日認可した。

なお，この認可については，認可のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に，茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年10月25日

茨城県県西農林事務所長　鶴　見　政　幸

茨城県告示第1218号

土浦市長から平成22年７月６日付けで協議のあった，農業生産基盤整備事業（一般地帯型・ため池整備）本郷地区については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第１項の規定により同年10月４日付けで同意した。

平成22年10月25日

茨城県県南農林事務所長　中　川　清　彦

公　告

◉特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定に基づき，特定非営利活動法人の設立の認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第２項の規定により公告する。

なお，当該申請に係る同条第１項第１号，第２号イ，第５号，第７号及び第８号に掲げる書類は，平成22年12月15日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸１丁目５番38号　茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年10月25日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　申請のあった年月日

平成22年10月15日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人　樹木育成支援協会

3　代表者の氏名

谷　口　　努

4　主たる事務所の所在地

茨城県高萩市大字安良川字蛇沼122番の６

5　定款に記載された目的

この法人は，樹木の品質改良や無性繁殖業務に携わった経験を有する会員が自らの有する技術と知識の向上に努めつつ，林業および林業用種苗生産業へ新規に就労を希望する者への技術の継承などを行い，その者の就業能力の向上をはかることで雇用の安定と国土の緑化および環境の保全に寄与することを目的とする。

◉特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第４項の規定に基づき，特定非営利活動法人の定款変更認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により公告する。

なお，当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は，平成22年12月14日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸１丁目５番38号　茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年10月25日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　申請のあった年月日

平成22年10月14日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人　日の本の郷

（設立認証：平成22年８月19日，設立：平成22年９月２日）

３　代表者の氏名

石　川　一　吉

４　主たる事務所の所在地

茨城県古河市柳橋639番地１

５　定款に記載された目的

この法人は，特定非営利活動に携わる人々に対して，法人の設立及び運営の進展に助力すべく，その活動に関する情報の収集，調査，提供及び普及啓発，支援の活動等を行うことで，地域における特定非営利団体の活動基盤の充実を図る。

更に，社会福祉法に規定された第一種社会福祉事業および第二種社会福祉事業として生活保護法系施設，児童福祉法系施設，老人福祉法系施設，身体障害者福祉法系施設，知的障害者福祉法系施設，介護保険法系施設を経営する事業の実践において地域における社会福祉の増進に努める。

また，すべての日本人及び日本で生活をする外国人の中で，住宅を借りることが困難な生活困難者に対して，地域融和政策の推進を主眼とし，無料または低額な料金で入居できる宿泊所を提供する事業を行い，利用者が個人の尊厳を保持しつつ，自立した生活を営む事が出来るよう支援し，豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

◉特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第４項の規定に基づき，特定非営利活動法人の定款変更認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により公告する。

なお，当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は，平成22年12月15日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸１丁目５番38号　茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年10月25日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　申請のあった年月日

平成22年10月15日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人　エンゼルハート会

（設立認証：平成15年９月30日，設立：平成15年10月７日）

３　代表者の氏名

古　川　　清

４　主たる事務所の所在地

茨城県かすみがうら市下稲吉1890番地17

５　定款に記載された目的

この法人は，少子高齢化が進む現代社会にあって，かすみがうら市及びその近隣の市民を対象とし，高齢者，障害者，その他困難を抱える家庭に対して，地区住民が福祉サービスを実施，健康で安心して暮らしていくことが出来る地域づくりを目標に事業を行い，福祉の増進に寄与することを目的とする。

◉基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第４条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので，同法第14条第３項の規定により公示する。

平成22年10月25日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　測量機関　国土地理院
２　作業種類　基本測量（地理識別子整備業務）
３　作業期間　平成22年10月15日から平成23年３月26日まで
４　作業地域　ひたちなか市

１　測量機関　国土地理院
２　作業種類　基本測量（準天頂衛星の利用に係る調査作業）
３　作業期間　平成22年12月１日から平成23年２月28日まで
４　作業地域　結城市，つくば市

◉建築許可に関する意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定に基づき次のとおり意見の聴取を行います。

平成22年10月25日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　意見の聴取期日　平成22年11月２日（火）　午前10時
２　意見の聴取場所　坂東市岩井字本町東裏2745番地１
３　意見の聴取事項　第二種住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
　　原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるものへの増築
４　申請者住所　常総市水海道本町2595番地
５　氏　　名　ホンダプリモ南筑波株式会社　代表取締役　松崎　隆詞
６　建築物構造規模　鉄骨造　２階建て　増築
　　申請延べ面積　79.65平方メートル
　　既　　存　171.38平方メートル

7　敷地面積　831.15平方メートル

8　原動機　12.64キロワット

9　建築物の位置　坂東市岩井字本町東裏2734番１，2745番１の一部

◉開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第３項の規定により公告する。

平成22年10月25日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字村松字松山内2179番１

2　事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字照沼1063番地（原子力機構太田団地Ｈ－403）

鈴　木　政　浩

◉茨城県職員採用パンフレット作成業務委託に係るプロポーザルの公募に関する公告

企画提案競争について次のとおり公告する。

平成22年10月25日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　企画提案競争に付する事項

平成23年度茨城県職員採用パンフレットの作成

2　企画提案競争の内容

平成23年度茨城県職員採用にあたって，その効果的な広報媒体となるようパンフレットの企画提案及び作成を求めるものである。

3　競争参加者の資格に関する事項

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項の規定に該当していない者であること。

(2)　政令第167条の４第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3)　茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年２月29日茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において，大分類15「広告・出版・催物」に登録されている者であること。ただし，茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく，指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお，新規に入札参加資格を得ようとする者は，所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ，次に示す場所に申請すること。

〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６

茨城県会計事務局　会計第二課　電話029－301－4875

4　企画提案競争の手続き等に関する事項

(1)　実施に関する問合せ先

〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６

茨城県人事委員会事務局総務課任用担当　電話029－301－5549

(2)　実施に関する説明会

日時　平成22年11月12日（金）13時30分から14時まで

場所　茨城県庁23階人事委員室

5　企画内容の提出先

(1)　提出期限

平成22年12月６日（月）17時まで

(2)　提出先

〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６

茨城県人事委員会事務局　総務課任用担当

(3)　その他

プレゼンテーションは執り行わない。

6　企画書の無効

本公告に示した必要な資格のない者の企画書は無効とする。

7　その他

(1)　契約書作成の要否

要

(2)　契約手続において使用する言語および通貨

日本語及び日本国通貨

(3)　業者決定後，成果品の最終納品日は平成23年３月18日（金）までとする。

なお，詳細は実施計画書による。

訓　　令

茨城県訓令第13号

茨城県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年10月25日

茨城県知事　橋　本　　昌

茨城県事務決裁規程の一部を改正する訓令

茨城県事務決裁規程（昭和40年茨城県訓令第３号）の一部を次のように改正する。

別表第３　３　総務部の部財政課の項部長専決事項の欄第５項を削る。

別表第３　10　会計事務局の部会計第一課の項部長専決事項の欄（会計管理者の権限に属するもの）中第４項を第５項とし，第３項を第４項とし，第２項を第３項とし，第１項の次に次の１項を加える。

2　一時借入金の借入れ及び償還の措置

付　則

この訓令は，公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも1月 金　3，060円）

発　行　　茨　城　県

購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県総務部総務課
電話番号　029（301）1111（代）